

令和4年12月22日

総務部 総務課	
担当者	課長 山本 正樹 課長補佐 澤谷 和代
電話番号	0869-22-3909 (直通)

職員の懲戒処分等について

下記のとおり、職員の懲戒処分等を決定したのでお知らせします。

記

(1) 被処分職員の所属部局、格付、年齢、性別

被処分職員	所属部局	格付	年齢	性別
A (井庭 一真)	総合政策部 秘書広報課	主事	27歳	男
B	総合政策部	部長	56歳	男
C	総合政策部 秘書広報課	課長	52歳	男
D	総合政策部 企画振興課	課長	51歳	男

(2) 処分内容

被処分職員	処分内容
A	懲戒免職
B	文書訓告
C	文書訓告
D	文書訓告

(3) 処分年月日

令和4年12月22日

(4) 処分に至った事実の概要

令和4年9月1日、総合政策部企画振興課内にある鍵付き書棚に保管していた市営バスの運賃収入など公金89,020円を紛失していることに同課職員が気づき、課内を探索しましたが発見に至らず、盗難の可能性もあることから瀬戸内警察署に被害届を提出しました。

同年11月20日、本事案に関する窃盗容疑で被処分職員Aが逮捕され、同月30日起訴されました。

同年12月6日に、当該職員から事情を聴取したところ、公金窃取の事実を認めたため、さらに調査を進め、次の内容を確認しました。

「令和4年9月1日午前1時頃、宿直中に総合政策部企画振興課にある鍵付き書棚を開け、市営バス運賃収入等公金86,000円を窃取した。」

なお、被害額の89,020円は、既に全額返金されています。

かかる行為の公務内外に及ぼす影響は大きく、公務員の信用を傷つけ、職員全体の不名誉となるような行為であり、地方公務員法第29条第1項及び瀬戸内市職員懲戒処分の基準に関する規程第2条の規定により、懲戒免職処分を行ったものです。

また、被処分職員B及びCについては管理監督者としての責任、被処分職員Dについては公金管理の責任を問うものとして、訓告処分を行ったものです。

(5) 市長からのコメント

この度は、市政に対する市民の信頼を著しく失墜させる事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。

今後、このような不祥事が二度と起こらぬよう、すでに職員の綱紀粛正を行っておりますが、法令遵守の再徹底を図り、市民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。